



福岡県医発第2574号(地)

平成26年 1月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について(依頼)

平成26年1月29日開催の第1回各医師会感染症危機管理対策担当理事会(TV会議)においてご説明しました通り、福岡県保健医療介護部保健衛生課より標記について周知協力方依頼がありましたのでお知らせします。

特定接種は、小児、妊婦、高齢者等のハイリスク者を含む住民接種に先んじて行われるものであり、新型インフルエンザ等の流行時に適切な医療を提供し、あるいは住民接種を行うなど、地域の医療提供体制を確保し、もって地域住民の生命・健康を守るために行われるものであるとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、貴会会員に対する周知方、ならびに標榜診療科によらず広く登録にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別紙「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について(各施設の管理者宛て文書)」、「特定接種登録申請書」および「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(医療分野)の登録申請について」は、1月末に福岡県より、直接医療機関へ発送され、登録申請書の提出先およびお問合せについては、事業所の所在地を所管する保健所または衛生主管部局となっております(別紙参照) ことにご留意頂きますようお願いいたします。

また、申請の条件である診療継続計画の作成については、日本医師会が雛形を作成しておりますのでご参照下さい(下記URL)。

記

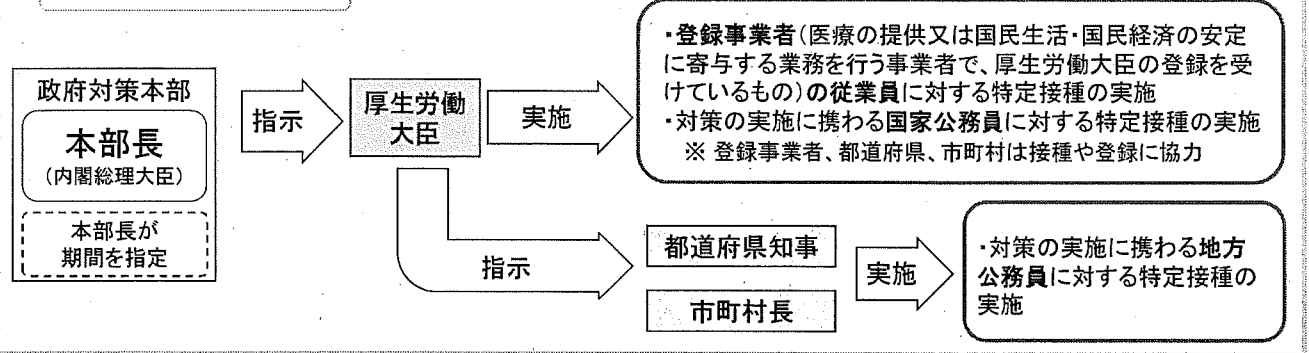
日本医師会【新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き】

http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食品卸売業、飲食品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

特定接種に関する医療関係者の登録について

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※¹を登録することが想定されている。

○ このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※²を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※³について、年内に登録を開始する。

※¹ 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※² ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

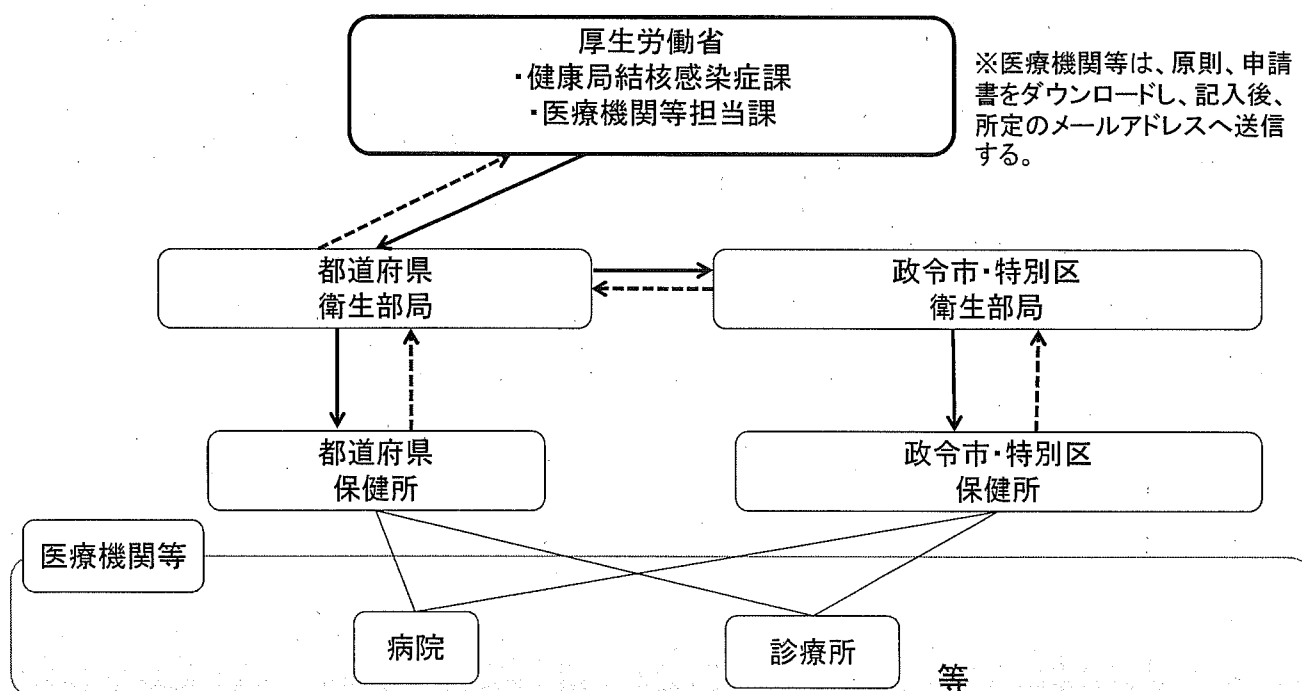
※³ 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

○ 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

3

医療関係者の申請のイメージ

——→ 登録依頼 - - - - -> 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

4

医療関係者の登録申請スケジュール

平成25年12月10日

特定接種の登録に係る告示及び
特定接種(医療分野)の登録要領の発出

都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知

医療機関等から都道府県等への登録申請

平成26年3月20日

都道府県から厚生労働省への登録申請

平成26年度中

国民生活・国民経済安定分野について、Webシステム
による登録の開始



公印省略

25保衛第2869号
平成26年1月31日

各施設の管理者 殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
特定接種の登録について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月13日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第28条において、医療の提供や生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、国に事前に登録を行った事業者に対し、新型インフルエンザ等が海外で発生した際、国は臨時の予防接種（特定接種）を行うこととされております。

この度、国からの協力依頼に基づき、本県及び県内保健所設置市※において、特定接種登録申請書の受付等を行うこととしました。

つきましては、下記事項にご留意の上、登録申請いただきますようお願いいたします。

なお、登録申請書の提出先及びお問合せについては、事業所の所在地により異なるため、別紙を参照・確認の上、登録手続等をお願いいたします。（事業所の所在地を所管する保健所または衛生主管部局が窓口となります。）

※ 保健所設置市：北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市

記

1 登録申請に係る留意事項

- 登録申請のためには、業務継続計画（診療継続計画）が作成されており、事業所に備え付けられていることが必要とされています。
- 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課されます。また、国により、新型インフルエンザ等患者の受入可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。
- また、新型インフルエンザ等の発生時に、国は特措法に基づき公示する「基本的対処方針」により、接種総枠、対象、接種順位等を決定するため、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないとされています。

2 同封の書類

- 特定接種登録申請書
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
特定接種（医療分野）の登録申請について

3 登録申請

- 提出書類：特定接種登録申請書

- 提出期限：**平成26年2月24日（月）**

※ 受付終了以降の登録は、厚生労働省の Web による登録システムが稼働した後の登録となります。なお、時期は未定です。（平成26年度中）

- 提出方法：申請書を郵送又は窓口までご持参ください。

- お問合せ 及び ご提出先：

事業所の所在地	所管保健所等	電話番号	提出先
北九州市内	北九州市保健所 医務薬務課	093-522-8726	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借 1丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター 北九州市保健所医務薬務課
福岡市内	福岡市保健予防課 感染症対策係	092-711-4270	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市保健福祉局健康医療部 保健予防課感染症対策係
久留米市内	久留米市保健所 保健予防課	0942-30-9730	〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 5 久留米市保健所保健予防課
大牟田市内	大牟田市保健所 健康対策課	0944-41-2669	〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目5番地1 大牟田市保健所健康対策課
上記以外の 県内	福岡県保健衛生課 感染症係	092-643-3268	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部 保健衛生課感染症係

4 登録申請書の記載内容についてのお問合せ等

ご提出いただきました申請書の記載内容について、委託業者から電話または FAX にてお問合せさせていただくことがあります。

お問合せ等を行う委託業者は、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すなど、適切な管理のための必要な措置を講じております。

委託業者名 NDSデータソリューションズ株式会社
発信通知番号 電話 092-273-2210 FAX 092-273-2218
お電話する時間帯 午前9時～午後18時（土・日・祝祭日は除く）
委託期間 平成26年1月21日～平成26年3月31日

【ご注意ください】

委託業者が、指定口座に現金の振り込みを依頼したり、個人情報を聞き出すことはありません。
万が一、不審に思われる電話があった場合は、その場で対応せず、一旦電話をお切りになり、上記、所管保健所等のお問合せ先までお問い合わせください。

5 福岡県ホームページ掲載

関係資料を掲載しておりますので、御参照ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b01/prepandemic-vaccine.html>

※ 福岡県のホームページから「特定接種」で検索してください。

(申請年月日) 平成 年 月 日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

申請者

ふりがな			
事業者名			
ふりがな			
代表者の氏名			
所在地	郵便番号	-	
電話番号	-	-	
FAX番号	-	-	
E-mail アドレス			

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分		施設区分		歯科診療所が所属する 市区歯科医師会名 (※)	
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号	-			
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス					
事業の種類			業務継続計画を作成 していること		
登録対象業務の従業者数（人） ①+②		うち申請事業者の 従業者数（人） ①		うち外部事業者の 従業者数（人） ②	

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな				
医療機関名				
所在地	郵便番号	-		
電話番号	-	-	FAX番号	-
E-mail アドレス				

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

特定接種（医療分野）の登録申請について

平成26年1月

福岡県保健医療介護部保健衛生課

目 次

特定接種（医療分野）登録要領	．．． 1
別添 1 特定接種（医療分野）の登録対象者に関する基準	．． 4
別添 2 特定接種の接種体制に関する覚書	．． 5
特定接種登録申請書の記載に関する手引き	．．． 6
特定接種登録申請書 記載例	．． 12
特定接種（医療分野）の登録 Q & A	．．． 13

特定接種（医療分野）の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものです。

2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の2つの要件を満たしている必要があります。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類の細目」で記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。
※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していましたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記します。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければなりません。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意ください。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとします。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（以下「登録申請書」という。）を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとします。（法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。）ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとします。

3 登録及び報告方法

登録対象となり得る事業者は、本要領に基づき、都道府県から配布される登録申請書に必要事項を記載して、当該事業所が所在する都道府県に提出してください。

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、各郡市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出してください。

4 登録事項

登録事項に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

(業務継続計画)

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとします。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりです。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

(接種実施医療機関)

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はありません。

一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておく必要があります。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添2）を示しますので、適宜活用ください。

(常勤換算)

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとします。

(外部事業者の考え方)

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとしします。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有していますが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要があります。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に基づく登録を行う必要があります。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとしします。

5 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表します。（公表をもって連絡したものとします。）また、報告のあった公設医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとします。

なお、今回登録された事業者は、平成 26 年度中に Web システムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はありません。ただし、7 に記載のとおり、有効期限満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要です。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとしします。

6 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は 5 年としします。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができます。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に登録更新の申請を行ってください。平成 26 年度中に稼働予定の Web システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の 90 日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する予定です。

7 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）及び廃業等があった場合の届出は、Web システムが稼働した以降（平成 26 年度中予定）に受け付ける予定です。このため、登録事項は平成 26 年度中まで基本的に変更のないものを登録してください。

特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準

特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）において定められた基準のうち、以下の表のとおりである。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大緊急医療提供を行う事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

特定接種の接種体制に関する覚書

(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役

〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇〇
代表者

〇 〇 〇 〇

特定接種登録申請書の記載に関する手引き

本手引きは、特定接種（医療分野）の登録要領（以下「登録要領」という。）に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものです。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「医療提供事業」など。）については、登録要領において定義している場合がありますので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領もご参照ください。さらに、本手引きの別紙として記載例を示しましたのでご参照ください。

1 申請者（事業者）情報

（申請年月日）

和暦で記載してください。

（事業者名）

法人名、商号については、開設届等と一致させてください。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず記載してください。（株）や（公財）は用いないでください。

法人化していない個人事業主の場合は、氏名を記入してください。

なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載してください。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載してください。

（代表者の氏名）

申請事業者の開設者（代表者）名を記載してください（理事長、代表取締役等。国の場合は、各省各庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長）。

法人化していない個人事業主の場合は、記載不要です。

（所在地）

開設届等と一致させてください。また建物名等がある場合は、記載してください。

（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

個人事業主の場合は、事業者の住所を記載してください。

（郵便番号、電話番号及びFAX番号）

電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載してください。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えありません。

（例）〒470-3231 Tel.03-1111-2222

（E-mail アドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及

び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録してください。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。

2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体を以下から選択してください。

①民間 ②国 ③都道府県 ④市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人について、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②国、特定地方独立行政法人については、その設立団体に応じ③都道府県又は④市区町村を選択してください。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択してください。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録してください。

(施設区分)

登録する事業所の施設区分は以下から選択してください。

①病院 ②診療所（歯科を除く） ③歯科診療所 ④薬局 ⑤訪問看護ステーション
⑥助産所

(歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名)

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、3(1)「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしています。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を記載してください。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えありません。

(事業所名)

医療機関名、施設名、支店名等を記載してください。(事業者名と同一でも可。)

(例) ○○病院、○○クリニック、○○薬局○○支店

(所在地)

開設届等と一致させてください。また建物名等がある場合は、記載してください。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載してください。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えありません。

(例) 〒470-3231 Tel.03-1111-2222

(E-mail アドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録してください。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。

3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

(事業の種類)

申請事業所の事業の種類について、以下から①又は②いずれかを選択してください。

なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録申請してください。

①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	②重大緊急医療提供を行う事業
----------------------	----------------

(1) 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおいて、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とします。

具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とします。

ただし、新型インフルエンザ等により患している患者に、新型インフルエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や緑内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員であっても、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とします。

(歯科診療所)

病院において、新型インフルエンザ等により患し人工呼吸器を装着する患者等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とします。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の

歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とします。

新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

（薬局）

薬局における登録対象者は、処方箋に基づいて新型インフルエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等）とします。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬店及びドラッグストアの従業者は登録対象とはなりません。また、薬局に勤務する者であっても、一般用医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはなりません。

（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患っていると疑うに足る正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠な看護補助者、事務職員等とします。

なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とします。

（2）重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添 1 の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類の細目の欄に該当する医療機関及び助産所において、対象業務の欄に該当する有資格者を登録対象とします。

（常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいいます。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとします。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間

（例）週3日午前に勤務する医師が5人、週2日午後に勤務する看護師が10人の場合
勤務する病院における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時

までの5時間と仮定した場合、 $3\text{時間/日} \times 3\text{日} \div 40\text{時間} \times 5\text{(人)} + 5\text{時間/日} \times 2\text{日} \div 40\text{時間} \times 10\text{(人)} = 1.125\text{(人)} + 2.5\text{(人)} = 3.625\text{(人)}$ となり、これを小数点以下で切り上げ、4(人)が上記②に該当する従業者数となります。

4 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業者数とを分けて記載します。

(登録対象業務の従業者数)

「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した値を記載してください。

(うち申請事業所の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載してください。

(うち外部事業者の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載してください。

(公設医療機関)

以下の例にならない、記載してください。

① 外部事業者を活用していない場合(全従業者が公務員の場合)

登録対象業務の従業者数 : A人

うち申請事業者の従業者数 : A人

うち外部事業者の従業者数 : 0人

② 外部事業者を活用している場合(公務員に加え、外部事業者の従業者が従事している場合)

登録対象業務の従業者数 : B+C人

うち申請事業者の従業者数 : B人

うち外部事業者の従業者数 : C人

③ 指定管理者制度を活用している場合(公務員がいない場合)

登録対象業務の従業者数 : E人

うち申請事業者の従業者数 : 0人

うち外部事業者の従業者数 : E人

5 業務継続計画

業務継続計画※(診療継続計画)を作成している場合は「業務継続計画を作成していること」欄で「○」を記入してください。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録の

対象とはなりません。

※ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していましたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記します。

6 接種実施医療機関

病院及び診療所（歯科を除く。）が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はありません。

（覚書）

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておく必要があります。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示しますので、適宜活用ください。

（医療機関名）

覚書を取り交わした医療機関名を記載してください。

（例）〇〇病院

（所在地）

開設届等と一致させてください。また建物名等がある場合は、記載してください。

（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（郵便番号、電話番号及びFAX番号）

電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載してください。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えありません。

（例）〒470-3231 Tel.03-1111-2222

（E-mail アドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録してください。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも差し支えありません。

特定接種登録申請書 記載例

別紙

(申請年月日) 平成25年12月20日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

「事業所」の所在地の都道府県に提出します。(本記載例の場合は、福岡県に提出)

申請者 ふりがな	いりょうほうじんこうせいかい
事業者名 ふりがな	医療法人厚生会 やまだたろう
代表者の氏名	山田太郎
所在地	郵便番号 470-3231 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話番号	03-1111-2222
FAX番号	03-1111-2223
E-mail アドレス	kousei@kusuri.co.jp

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容をお願いします。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所（歯科を除く）	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 （※）	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな	いんぷるえんざぼうしんりょうじょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 812-8577 福岡県福岡市博多区1丁目2番3号 新型ビル3階				
電話番号	092-651-1111	FAX番号	092-643-3282		
E-mail アドレス	infu@clinic.co.jp				
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供 を行う事業		業務継続計画を作成 していること		○
登録対象業務の従業者数（人）	7	うち申請事業者の 従業者数（人）	5	うち外部事業者の 従業者数（人）	2

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

医療機関名			
所在地			
電話番号			
E-mail アドレス			

申請年月日を和暦で記載してください。

法人名を記載してください。
法人名、商号は、開設届等と一致させてください。
法人種別は、省略せずに記載してください。
法人化していない個人事業主は、氏名を記載してください。

開設者（代表者）名を記載してください。
個人事業主の場合は記載不要です。

所在地は開設届等と一致させてください。

電話番号、FAX番号は、市外局番から記載してください。

平時から業務に使用しているものを登録してください。
緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のアドレスなどでも結構です。

設立主体を以下から選択して記入してください。
①民間 ②国 ③都道府県 ④市区町村

施設区分を以下から選択して記入してください。
①病院 ②診療所（歯科を除く） ③歯科診療所
④薬局 ⑤訪問看護ステーション ⑥助産所

法人化していない個人事業主の場合、事業所名と同一となります。

事業の種類について、以下から①又は②いずれかを記入してください。なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録してください。
①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業
②重症緊急医療提供を行う事業

※詳細については、記載に関する手引きをご参照ください。

業務継続計画（診療継続計画）を作成している場合は「○」を記入してください。
なお、業務継続計画を作成していない場合は、登録の対象となりません。

登録対象業務の従業者数については、申請事業所に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業員数とを分けて記載してください。
※詳細については、記載に関する手引きをご参照ください。

病院及び診療所（歯科を除く）が、自施設で特定接種を実施する場合は記載不要です。

特定接種（医療分野）の登録Q & A

登録対象の考え方

新型インフルエンザ等医療

病院・診療所

問1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外となります。

問7. 新型インフルエンザ等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

問8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありますか。

(答) 接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。

また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。

歯科診療所

問9. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等に

おける人工呼吸器を装着している患者に対する処置)を実施していくことが求められるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

薬局

問 11. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 13. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象とはなりません。

問 14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多

数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。)については、登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

訪問看護ステーション

問 15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話を行うことをいいます。

問 16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

（答）定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

（答）重大緊急医療提供を行う事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。
なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

(答) 対象となりません。ただし、問 18 において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

常勤換算

問22. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員 A さんの登録対象業務に従事する 1 週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の 1 週間当たり勤務時間（所定勤務時間）で除した数字に 1 人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週 40 時間の病院において、週 3 日、午前中（8 時から 12 時までの 4 時間と仮定）だけ勤務する A さんについて常勤換算した従業者数は、4 時間／日 × 3 日 ÷ 40 時間 × 1 人 = 0.3 人となります。

問24. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した $2日 \div 5日 \times 1人 = 0.4人$ として登録し、B病院においても常勤換算した $3日 \div 5日 \times 1人 = 0.6人$ としてそれぞれ登録してください。

その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

（答）登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

（答）登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

登録の事務

問27. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもらえませんか。

（答）医療関係者の登録申請については、3月末を一旦の期限とすることとしています。この期限に間に合わなかった場合は、平成26年度中にWebを利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。

問28. E-mail アドレスの登録は必須ですか。E-mail アドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

（答）特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mail アドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも差し支えありません。

問 29. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料の提出が必要ですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従事者数の提出を求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問 30. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどのように行うのですか。

(答) おおむね各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと思います。

問 31. 各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数か所あった場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたいと思います。

問 32. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、登録手続告示第 5 条第 2 項においてお示したとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問 33. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A 等を厚生労働省のホームページに掲載します。

業務継続計画（診療継続計画）

問 34. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の作成に時間がかかるというこ

とについては、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

問 35. 業務継続計画を提出する必要はありますか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示したとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

接種体制

問 36. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。

問 37. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml バイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給バイアルサイズについては、10ml 等のバイアルで供給することを想定しています。

なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人数及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は1ml 等の小さなバイアルを確保することを想定しています。

問 38. 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「100人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100人以上の体制を構築する必要がありますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されていれば、一つの事業所からの登録対象者が100人以下であっても、登録の対象となります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録申請をお願いします。

1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行う予防接種のことです。なお、特定接種の対象者となるためには、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

2. 今回の登録範囲は

今回登録を開始するのは、下表の事業を行う事業者です。

事業の種類
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業
重大緊急医療提供を行う事業

- ※ 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。（特措法第4条）
- ※ 実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。
- ※ 国民生活・国民経済安定分野の事業者の登録は、医療関係者の登録後に行う予定です。

3. 登録方法は

事業所の所在地を所管する、以下の保健所又は衛生主管部局あてに特定接種登録申請書を提出してください（都道府県を経由して厚生労働省に申請されます）。登録が完了した場合は、厚生労働省のホームページに医療機関等の事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号が公表されます。

【申請書提出 及び お問合せ先】

事業所の所在地を所管する保健所または衛生主管部局へお問合せ下さい。

福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係	電話092-643-3268
北九州市保健所 医務薬務課	電話093-522-8726
福岡市保健予防課 感染症対策係	電話092-711-4270
久留米市保健所 保健予防課	電話0942-30-9730
大牟田市保健所 健康対策課	電話0944-41-2669